

ブラッドパッチ療法の保険適用及び 脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体に強い衝撃を受けることにより脳脊髄液が漏れ、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感等のさまざまな症状があらわれる病気です。その症状は外見から確認できないため、医療現場や損害保険等関係者の間で脳脊髄液減少症に対する理解が進んでいない状況に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成19年に厚生労働省において研究班を立ち上げ、平成23年には、脳脊髄液減少症の一種である脳脊髄液漏出症の診断基準が定められました。さらに、平成24年には、硬膜外自家血注入療法、いわゆるブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議では、症例報告527件中、同療法の治療が有効とされたのは432件で、実に82%という有効率でした。現在は、「外傷を機に発生する脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、保険適用に向けての環境は整っています。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法を保険適用とすること。
2. 厚生労働省の研究事業において18歳未満の症例を加えること。
3. 脳脊髄液減少症の早期発見、早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月21日

枚方市議会議長 大 森 由紀子

〈提出先〉

厚生労働大臣